

広情個審第93号
令和8年2月4日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年8月20日付け広農政第73号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第395号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年8月20日付け広農政第73号の諮問事案（諮問第395号事案）

令和7年5月23日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月9日付け広島市指令農政第16号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年7月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定のうち、「審査委員会」の委員及び「具体的な審査の内容」を開示する決定を改めて行うべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定のうち、「審査委員会」の委員及び「具体的な審査の内容」の不開示の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第1条では、市民の知る権利を尊重、市民に公文書の開示を求める権利を保障するとされている。

審査委員会の委員は「広島市農業委員の選考手続等に関する要綱」で定められている内容で、公開されても何ら支障は生じることはない。公文書の開示条件は全国同じように扱われるべきで、他市では公開されているにもかかわらず、広島市が非公開とされた法的根拠はない。

審査内容等についても他町では公開されている事例もあり、公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはない。逆に非公開にすることにより、法律、規則、要綱等に基づかない審査が行われる可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす可能性がある。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求については、対象文書である「広島市農業委員の選考手続等に関する要綱、審査基準」及び「広島市農業委員会の委員（農業委員）の選定に係る審査会の開催について（説明）」（以下「本

件対象文書」という。)に、「審査委員会」の委員、「審査の内容」の一部、「具体的な審査の内容」、「評点」、「審査方法」等についての部分(以下「本件不開示部分」という。)が含まれるため、当該部分は不開示とし、部分開示決定を行った。

本件不開示部分のうち、「具体的な審査の内容」の部分は、広島市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の選定という人事管理に係る事務の内容について具体的に示したものであるため、当該部分を公開すると、農業委員に任命された者とされなかった者との違いを類推し得ることになり、候補者によっては、不平や不満、評価に対する不信感等を抱くことなどが予想され、本市が、これらの不平や不満等を払拭するための説明等に多大な労力を要することになるなどの支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号及び同号エに規定する「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断し、不開示とした。

本件不開示部分のうち、「審査委員会」の委員の部分は、農業委員の選定における候補者の評価等を行う者であり、当該部分を公開すると、今後の農業委員の選定において、審査委員会委員が選定結果に不満を持つ者から批判や責任追及等を受けることを恐れて踏み込んだ発言や評価等を差し控えるなどして、適切な評価ができなくなるおそれがあることから、これについても、条例第7条第6号及び同号エの規定に該当すると判断し、不開示とした。

以上のことから、本件対象文書について部分開示を決定し、本件処分を行ったものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定し、同条第6号は、不開示情報として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、次のおそれを挙げている。

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「おそれ」は抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(4) 本件部分開示決定における不開示部分について

当審査会が見聞したところ、本件部分開示決定における不開示部分は、「広島市農業委員の選考手続等に関する要綱」のうち「審査委員会」の委員を構成する者、「農業委員の申込者の審査事務手順」の「2 審査基準」のうち「審査の内容」の一部、「具体的な審査の内容」の一部及び「評点」の全部並びに「広島市農業委員会の委員（農業委員）の選定に係る審査会の開催について（説明）」のうち審査委員会の「1 日時」、「4 審査委員」及び「6 審査方法」の一部等である。

請求人は、不開示部分のうち「審査委員会」の委員及び「具体的な審査の内容」の開示を求めていることから、これらの不開示事由該当性について検討する。

(5) 条例第7条第6号の該当性について

ア 「審査委員会」の委員について

実施機関は、当該箇所を不開示とした理由として、「審査委員会」の委員は農業委員の選定における候補者の評価等を行う者であり、当該部分を開示すると、今後の選定において、選定結果に不満を持つ者から批判や責任追及等を受けることを恐れて踏み込んだ発言や評価等を差し控えるなどして、適切な評価ができなくなるおそれがあるとして条例第7条第6号及び同号エに該当すると主張する。

評価等を行う委員の氏名とその発言の両方の開示を求められた場合には、一般的に、実施機関の主張するおそれがあると認められる。しかし、今回は「審査委員会」の委員の開示のみが求められており、どの委員がどのような発言や評価を行ったかは不明のままであるから、委員を開示することが委員の発言や評価を開示することになるなどの特段の事情のない限り、適切な評価ができなくなる蓋然性があるとは認められない。また、当審査会が実施機関に確認した限り、そうした特段の事情は認められなかった。

したがって、当該情報を条例第7条第6号及び同号エにより不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

イ 「具体的な審査の内容」について

実施機関は、当該箇所を不開示とした理由として、農業委員の選定という人事管理に係る事務の内容について具体的に示したものであるため、当該部分を公開すると、農業委員に任命された者とされなかった者との違いを類推し得ることになり、候補者によっては、不平や不満、評価に対する不信感等を抱くことなどが予想され、本市が、これらの不平や不満等を払拭するための説明等に多大な労力を要することになるなどの支障を及ぼすおそれがあるとして条例第7条第6号及び同号エに該当すると主張する。

当審査会が見分したところ、当該部分は、農業委員を選考する上での評価の観点、つまり、広島市としてどのような者を農業委員として求めているかを示したものである。

この点につき、募集を行う者が事前に評価基準を示せば、応募者は自らが当該基準を満たすか否かを予見することができ、また選考結果についても理解を得やすくなると考えられる。したがって、当該情報を開示したとしても、不平・不満を有する候補者への説明等に多大な労力を要することとなる蓋然性があるとは認められない。

以上のことから、当該情報を条例第7条第6号及び同号エにより不開示とした実施機関の判断は妥当ではないため、当該情報は開示すべきである。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 8 . 2 0	広農政第73号の諮問を受理（諮問第395号で受理）
R 7 ・ 1 1 ・ 1 8 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 7 ・ 1 2 ・ 1 6 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 8 ・ 1 ・ 2 0 (第3回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹